

「居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は利用者に対して居宅介護支援サービスを提供させていただきます。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上の注意事項を次の通り説明いたします。

☆指定居宅サービス「居宅介護支援」とは、利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ◆ 利用者の心身の状況や利用者とその家族の希望をお聞きし、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ◆ 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、居宅サービス事業所等との連絡調整を継続的に行ない、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ◆ 必要に応じて事業所と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用者は原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

❖❖目次❖❖

1. 事業所の概要
2. 事業実施地域及び営業時間
3. 職員の体制
4. 守秘義務等について
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. 事故発生時の対応
8. 緊急時の対応
9. 業務継続計画の策定
10. 高齢者虐待等の禁止
11. 身体拘束の禁止
12. ハラスメントの防止
13. 苦情等申立窓口について

1. 事業所の概要

- ① 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- ② 事業の目的 居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供する事を目的とします。
- ③ 事業所の名称 ホープ居宅介護支援事業所
- ④ 事業所の所在地 広島県福山市駅家町法成寺100番地8
- ⑤ 電話番号 (084) 972-2410
- ⑥ FAX番号 (084) 972-2650
- ⑦ 管理者氏名 中村 望

2. 事業実施地域及び営業時間

- ① 通常の事業実施地域 福山市(駅家町、御幸町、加茂町、芦田町、山野町、新市町、神辺町)、府中市
- ② 営業日 月曜日～土曜日までとします。
但し、12月31日～1月3日を除きます。
- ③ 営業時間 午前9時～午後6時までとします。
(電話などにより、24時間常時連絡可能な体制とします)

3. 職員の体制

- ① 管理者 1名(常勤)
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理の一元化を行ないます。
- ② 介護支援専門員 5名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たります。

4. 守秘義務等について

事業所、介護支援専門員又は職員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た、利用者、その家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

但し、利用者に係わる担当者会議等、正当な理由がある場合は利用者、又はその家族等の個人情報を用いる場合がございます。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

①サービスの内容

<居宅サービス計画の作成>

利用者のご家庭を訪問して利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」といいます)が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>

居宅サービス計画の作成にあたり、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービス内容、利用料等の情報を公正中立かつ懇切適切に利用者又はその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

居宅サービス計画の作成にあたり、利用者又はその家族は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

介護支援専門員は利用者及びその家族のおかれた状況を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

介護支援専門員は作成した居宅サービスの原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。(重要事項説明書別紙 参照)

<居宅サービス計画作成後の便宜の供与>

- 利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行ない、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業所等との連絡調整を行ないます。
- 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行ないます。

<居宅サービス計画の変更>

利用者が居宅サービスの変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

<介護保険施設への紹介>

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護施設への紹介その他の便宜の提供を行ないます。

<医療機関との連携>

利用者が入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合は、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先医療機関に提示下さい。指定居宅サービス事業所等から伝達された利用者様の口腔に関する問題や服薬状況、身体状況について、介護支援専門員より必要な情報伝達を行います。

②サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス料金（各種加算・減算を含む）について事業所が法律に基づき介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料未納等により、事業所が介護保険からサービス料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、次のサービス料金をお支払いいただきます。

居宅介護支援費（交通費以外の利用者の自己負担はありません）

■居宅介護支援費（Ⅰ）

（介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が45件未満の場合において、45件未満の部分）

要介護1又は要介護2	10860円
要介護3、要介護4又は要介護5	14110円

（介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が45件未満の場合において、45件以上60件未満の部分）

要介護1又は要介護2	5440円
要介護3、要介護4又は要介護5	7040円

（介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が45件未満の場合において、60件以上の部分）

要介護1又は要介護2	3260円
要介護3、要介護4又は要介護5	4220円

■居宅介護支援費（Ⅱ）

【指定居宅サービス事業所等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置をしている】

（介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が50件未満の場合において、50件未満の部分）

要介護1又は要介護2	10860円
要介護3、要介護4又は要介護5	14110円

（介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が50件未満の場合において、50件以上60件未満の部分）

要介護1又は要介護2	5270円
要介護3、要介護4又は要介護5	6830円

（介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が50件未満の場合において、60件以上の部分）

要介護1又は要介護2	3160円
要介護3、要介護4又は要介護5	4100円

各種加算

i) 初回加算

居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画を作成する場合、又は要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し居宅介護支援を行なった場合、所定単位数に3000円を加算します。

ii) 特定事業所加算

厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た、質の高いケアマネジメントを行う事業所に対して、特定事業所加算（Ⅰ）は1月につき5190円、特定事業所加算（Ⅱ）は1月につき4210円、特定事業所加算（Ⅲ）は1月につき3230円、特定事業所加算（A）は1月につき1140円をそれぞれ加算します。

iii) 特定事業所医療介護連携加算

医療機関等と総合的に連携する事業所に対して、1250円を加算します。

iv) 入院時情報連携加算

利用者が医療機関に入院するに当たり医療機関の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合、1月に1回を限度として次の金額を加算します。

入院した日のうちに情報提供を行った場合 2500円

入院した日の翌日又は翌々日に報提供を行った場合 2000円

v) 退院・退所加算

医療機関へ入院、又は介護保険施設へ入所していた利用者が退院又は退所し、在宅にてデイサービス等の介護保険サービスを利用する場合、医療機関又は介護保険施設の職員と面談し、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、デイサービス等の利用に関する調整を行なった場合、連携回数や内容に応じその利用者のサービス利用開始月に下の表の額を加算します。

	カンファレンス参加なし	カンファレンス参加あり
連携1回	4500円	6000円
連携2回	6000円	7500円
連携3回	×	9000円

ただし、i)の初回加算を算定している場合、本加算は算定いたしません。

vi) 通院時情報連携加算

利用者が医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者の必要な情報提

供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合、1月に500円を加算します。

vii) 緊急時等居宅カンファレンス加算

医療機関の求めにより、医師、又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行ない、必要に応じて、利用者に必要な居宅サービスの利用に関する調整を行なった場合、1月に2回を限度として2000円を加算します。

viii) ターミナルケアマネジメント加算

終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合、4000円を加算します。

ix) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施区域を越えて居宅介護支援を行なった場合には所定金額の5%を加算します。

各種減算

i) 特定事業所集中減算

厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定金額から2000円を減算します。

ii) 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント減算

指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者を対象とし所定単位数の95%を算定

③交通費

通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行なう指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。但し自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収いたします。費用をお支払いいただく場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとします。

6. サービスの利用に関する留意点

介護支援専門員の交替

①事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替する事があります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他の交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

③テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

居宅サービス計画の実施状況の把握及び評価を、テレビ電話装置等を活用し行います。利用者の状態が安定していることを前提とし、実施に当たっては、主治医及びサービス事業所等の合意を得ます。2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行い、もう1回はテレビ電話装置等の活用をします。その際のメリット、デメリットについては以下の通りです。

- ・移動が不要である為、介護支援専門員との日程調整が容易になります。
- ・訪問者を自宅に迎え入れない為、利用者の心理的負担が軽減されます。
- ・感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能となります。
- ・利用者の健康状態や住環境等については画面越しでは確認が難しい事からサービス事業所からの情報提供を受けます。
- ・テレビ電話装置等の準備、取り扱いが必要となります。

7. 事故発生時の対応

- ・当事業所のサービス提供にあたり事故が発生した場合は、家族に報告するとともに適切かつ誠実な対応を行います。
- ・事故が生じたときには、直ちに事故に至った経緯及び態様を調査し、事実を正確に把握します。
- ・事故発生後はできるだけ速やかに市区町村や関係機関へ正確に事故発生を報告をします。
- ・当事業所の責任の有無に関わらず、発生した事故を二度と繰り返さないための対策を検討し、予防措置を早期に実施します。
- ・当事業所の責めに帰すべき事由によりお客様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

8. 緊急時の対応

- ・当事業所のサービス提供にあたり、けがや体調の急変等の事態が発生した場合は、適切かつ迅速な応急措置を講じます。

- ・お客様の生命・身体・健康に危険またはその恐れがあるときは、直ちに医師及び家族に連絡して必要な措置を講じます。
 - ・緊急事態が発生に至った経緯及び態様を速やかに精査し、正確な状況把握に努めます。

9、業務継続計画の策定等について

事業所は感染症や非常災害の発生時に利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ・業務継続計画の周知、必要な研修及び訓練の定期的な実施
- ・定期的な業務継続計画の見直し、必要に応じてご業務継続計画の変更
- ・業務継続計画に関する責任者の選定 責任者 石田 一至

10、高齢者虐待の禁止

事業所は虐待の発生またはその再発を防止するための以下に掲げる措置を講じます。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、結果について周知
- ・虐待防止の指針の整備
- ・虐待の防止のための研修を定期的な実施
- ・虐待防止に関する責任者の選定 責任者 石田 一至

11、身体拘束の禁止

事業所はサービスの提供にあたっては利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- ・やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項録
- ・身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置、研修の実施
- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことが出来るものとする。）を定期的な開催と周知

12、ハラスメントの禁止

事業所は、職場及び介護現場におけるハラスメントを防止し、ハラスメントの原因となりうる要因を十分に理解し、予防措置を講じ、発生時には迅速かつ公正な対応を行います。

- ・ハラスメントの内容及び防止に関する方針の明確化
- ・介護支援専門員への周知及び啓発
- ・相談及び対応のための体制整備、窓口の設置
- ・措置を適切に実施するための責任者の選定 責任者 中村 望

13、苦情等申立窓口について

提供するサービスに対する苦情等に適切に処理をする為、次のページの通り窓口を設置しております。苦情等は面接、電話、書面などにより担当者が随時受け付けております。

☆苦情等申立窓口☆	
ホープ居宅介護支援事業所	
住所	〒720-2413 広島県福山市駅家町法成寺100番地8
電話	(084)972-2410
担当	中村 望

当事業所で解決できない苦情等は福山市、広島県国民健康保険団体連合会の苦情等受付機関、又は広島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し出ることができます。

福山市介護保険課	福山市東桜町3番5号 電話 (084)921-2111
広島県国民健康保険団体連合会	広島市中区東白島町19番49号 電話 (082)554-0783
広島県社会福祉協議会	広島市南区比治山本町12番2号 電話 (082)254-3419

年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ホープ居宅介護支援事業所

管理者 _____ 中村 望 _____ 印

担当者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

《住 所》 _____

《氏 名》 _____ 印

代理人

下記の理由により署名を代行いたします。

手が不自由 認知症

《理 由》

その他 _____

《住 所》 _____

《氏 名》 _____ 印